

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年7月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 長岡寺島ショッピングセンターB街区

所在地 長岡市寺島町字新助187番1外

設置者 株式会社コメリ

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成24年3月6日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

駐車需要の充足等交通に係る事項

- ・ 出入口B-4については、一般車両の乗り入れを禁止し、新設する道路等から来退店する経路を案内するとともに、一般車両の乗り入れを禁止する表示を行ってください。
- ・ 出入口B-4からの一般車両の乗り入れを禁止しない場合には、市道上川西261号線については、都市計画法施行規則第20条の規定に基づき、歩車道分離を講じた幅員9m以上に拡幅整備する必要があるため、都市計画法第32条及び第35条の2の変更手続を行ってください。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成24年7月17日から平成24年8月17日まで